

# 自治体、行政等からの助成について

(詳しくは、資料及び市役所等の窓口でご確認願います。)

## ■釧路市の助成

### 【対象業種と区分】

①製造業 ②植物工場 ③リサイクル産業施設 ④ソフトウェアハウス ⑤試験研究施設 ⑥情報処理サービス業 ⑦コールセンター  
⑧データセンター ⑨電気業 ⑩新エネルギー供給業(太陽光除く) ⑪ガス業 ⑫熱供給業 ⑬本社機能移転事務所

#### ●設備投資資金助成

補助金: 固定資産(土地を除く)の取得価額の8/100以内の額(上限4,000万円)

・対象業種: ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨

要件 新設 取得金額が5,000万円以上 かつ下記雇用助成の要件を満たすこと

増設 取得金額が3,000万円以上、かつ下記雇用助成の要件を満たすこと

#### ●雇用助成

補助金: 新規雇用者(釧路市民)1人につき20万円、特例の場合は30万円(上限3,000万円)

・対象業種: ① ② ③ ⑩ (新エネルギー供給業を除く) ⑪ ⑫

要件 新設: 雇用増10人以上、

増設: 取得固定資産(土地除く)の基準年度評価額が3,000万円以上で雇用増5名以上かつ増設後人数10人以上

・対象業種: ④ ⑤ ⑥ ⑨

要件 雇用増10人以上

・対象業種: ⑫

要件 雇用増5人以上

・対象業種: ⑬

要件 取得した固定資産の取得価額が10億円以上で、雇用増1人以上

#### ●緑化助成

補助金: 緑化事業に要したと認められる経費の25/100相当額(上限1,000万円)

・対象業種: ① ⑩ ⑪ ⑫

要件 工事立地法第6条第1項の規定による特定工場(敷地面積9,000㎡以上又は建築面積3,000完了したこと)

#### ●土地取得助成

補助金: 土地取得価格の25/100相当額(事業場の用に直接供する部分の建築面積相当分)(上限1億円)

・対象業種: ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨

要件 市外からの進出の場合は、3年以内に操業開始すること

市内事業者は、3年以内に操業開始で、雇用助成の要件を満たすこと

上記以外に ●事業所賃貸料助成 ●通信回線使用料助成 があります。また立地に際して業種により土地(事業所の用に直接供する部分のみ)、建物に係る固定資産税・都市計画税が3年間に限り段階的に免除されます。詳しい内容は市役所等へご確認願います。

(例) 対象業種①の場合 釧路市外から進出、土地10,000㎡取得(@6,000円/㎡)・建物2,500㎡新設(@121,000円/㎡)、釧路市民新規20人雇用、計算の都合上経費手数料は除きます。

・設備投資資金助成 30,250万円×8/100=2,420万円(助成)

・雇用助成 20人×20万円/人 = 400万円(助成)

・土地取得助成 6,000万円×25/100=1,500万円(助成)

## ■北海道の助成 … 詳細については、北海道の各関係機関にお問い合わせ下さい。

①指定集積業種に該当する事業者の方が工場棟を新増設した場合に、税制上の優遇措置等を受けることが出来ます。

●地方税の減免(不動産取得税、固定資産税) ●日本政策金融公庫による融資制度

●中小企業信用保険法の特例 ●食品流通構造改善促進法の特例 ●工場立地法の特例

②本社機能移転又は拡充を行う事業者は「地域活力向上地域特定業務施設整備計画」申請、認定を経て税制等優遇措置を受けられます。

●地方拠点強化税制(オフィス減税の特例措置、雇用促進税制の特例措置、中小機構による債務保証他)

●所得拡大促進税制との併用(条件: 地方拠点強化税制による雇用促進税制の適用を受ける法人等)

③北海道産業振興条例に基づく助成を行っております。補助金交付に係る手続きは北海道経済部産業振興局のHPをご確認下さい。

●北海道産業振興条例に基づく企業立地の促進を図るための助成の措置

(例) 対象業種A(医薬品製造業)の場合の補助金

新設: 投資額の10%(限度額5億円または10億円)、増設: 投資額の5%(限度額3億円)通算限度額同一企業につき13億円

## ■行政等の助成 … 事業内容によっては、中小企業基盤整備機構、経済産業省、NEDO等から助成を受けられることがあります。

詳しくは釧路市産業振興部(☎0154-31-4550)等でご確認下さい。

※当パンフレットに表示するデータ等は平成28年12月現在のものです。

以上

お気軽にお問い合わせください

TEL 0154-25-1411

東証一部上場 〒085-0018 釧路市黒金町7丁目4番地1  
**太平洋興発** 株式会社 釧路支店  
宅地建物取引業者免許 国土交通大臣(13)第891号  
建設業許可番号 国土交通大臣許可(特-27)第18605号  
(社)/不動産協会会員・高層住宅管理業協会・北海道住宅都市開発協会会員